破産管財人変更

平成２５年（フ）第１０３０号
大阪市平野区平野本町５丁目２番28号
破産者　川村こと　金　　孝次
破産管財人　木村　広行が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　井上　周一
平成25年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４９１２号
大阪市住吉区長居３丁目３番28―402号
破産者　ニシマツ住建株式会社
１　期日　平成25年８月９日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２２号
松江市東奥谷町40番地６
破産者　有限会社竹内タイル
異議申述期間　平成25年８月20日まで
平成25年６月25日　　松江地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第２４５３号
東京都世田谷区玉川２丁目11―14
破産者　椿　　成之
審尋期日　平成25年８月26日午前11時
平成25年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０００２号
仙台市青葉区吉成１丁目４番24号
清算株式会社　株式会社イセイ薬工
代表清算人　川口　　勇
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２５年（再）第２７号
東京都文京区向丘１丁目１番７号
再生債務者　株式会社東京総合パック
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１―５―１日比谷マリンビル８階　須藤・高井法律事務所　弁護士　高井　章光
平成25年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２８号
千葉県我孫子市寿２丁目４番21号
再生債務者　株式会社東京総合紙器
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区有楽町１―５―１日比谷マリンビル８階　須藤・高井法律事務所　弁護士　高井　章光
平成25年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３０号
東京都調布市上石原３丁目48番地４
再生債務者　株式会社石渡工業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目５番21号　寿ビル７階　やよい共同法律事務所　弁護士　井上　玲子
平成25年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富184番地
再生債務者　株式会社エム・ケー・サイエンス
１　決議に付する計画案　平成25年５月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年８月28日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年８月19日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月14日
平成25年６月24日　長野地方裁判所伊那支部

再生手続終結

平成２１年（再）第２５２号
東京都港区西新橋１丁目12番８号
再生債務者　株式会社協立
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
福井県越前市新在家町13号１番地
再生債務者　日本プロファイル工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年６月21日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（再）第２号
福井県あわら市柿原第63号85番地１
再生債務者　金津繊維株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年６月21日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（再）第２号
広島県江田島市大柿町小古江1982番地の２
再生債務者　古澤建設工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年６月21日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６８号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目28番34―403号
再生債務者　土谷　克義
１　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月26日から平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第５６号
埼玉県川口市金山町14番15―510号ライオンズマンション川口ブリーズコート
再生債務者　高久　一男
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月29日から平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６１号
千葉市花見川区作新台４丁目16番15―211号
再生債務者　洪　　龍仙
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月29日から平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第６２号
千葉市花見川区作新台４丁目16番15―211号
再生債務者　中村大作こと　金　　祥壽
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月29日から平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係